

# 和光市住宅・建築物耐震改修補助金



和光市では、耐震診断・耐震改修・市内沿道ブロック塀撤去等をされる方にその費用の一部を補助します。



## 耐震診断の補助

- 建築確認を取得して**昭和56年5月31日以前**に着工された建築物
- 対象者は、住宅の所有者又は管理を行う団体(管理組合)
- 建築士事務所の耐震診断を受けること。

建築物の用途・条件	補助金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震診断費用の額又は10万円のいずれか少ない額
分譲マンション等	耐震診断費用の2/3、戸数に2万円を乗じた額又は100万円のうち最も少ない額

## 耐震改修の補助

- 上記の耐震診断助成を受けた建築物又は同様の条件で診断をした建築物
- 対象者は、住宅の所有者又は管理を行う団体(管理組合)
- 建築士事務所が耐震補強設計をし、建設業者が施工すること。

建築物の用途・条件	補助金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震改修費用の9/10又は40万円のいずれか少ない額
分譲マンション等	耐震改修費用の1/5、戸数に30万円を乗じた額又は2,000万円のうち最も少ない額

## 申請手続きについて

### <ご注意ください>

交付決定通知書の交付を受けてから業者と契約してください。

### <完了時期について>

補助年度の1月末までに完了報告書を提出してください。

### <受領委任払を選択できます。>

補助金相当額を市から直接業者に支払う委任払を選択できます。

# ブロック塀等撤去補助

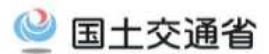


▲出典：(一般)消防防災科学センター

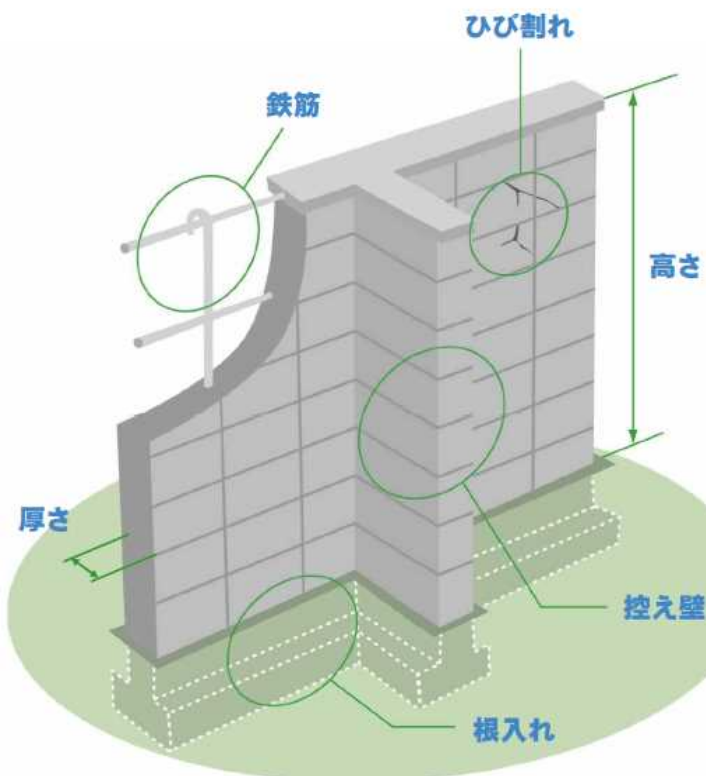
- ブロック塀、組積造による塀・門柱及び万年塀、道路面から高さ1.2mを超えるブロック塀等
- 対象者は、市内における道路に沿って設けられている既存ブロック塀等の所有者
- 点検のチェックポイントに不適合があるもの



補助金の額	
撤去工事 (一部撤去含む)	既存ブロック塀等の長さ1mあたり5,000円として積算した額又は、20万円のいずれか少ない額



## ブロック塀等の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。

- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

問い合わせ先 和光市建設部建築課

電話 464-1111 (代表) Fax 464-5577 E-mail e0300@city.wako.lg.jp